

沖縄県立陽明高等学校・陽明高等支援学校PTA会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「沖縄県立陽明高等学校・陽明高等支援学校PTA」と称し、事務所を沖縄県浦添市字大平488番地 沖縄県立陽明高等学校内におく。

（会 員）

第2条 本会は、本校（沖縄県立陽明高等学校及び沖縄県立陽明高等支援学校。以下同じ）生徒の保護者、教職員並びに本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

第2章 目的と活動

（目 的）

第3条 本会は本校教育の発展を図るため学校と家庭及び地域社会とが協力し、学校教育の効果的な推進、生徒及び会員の福祉を増進し、もって生徒の健全な育成を図る事を目的とする。

（活 動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）本校教育の振興と発展に関すること。
- （2）学校内外の教育的環境の整備、生徒の進学、就職指導に関すること。
- （3）生徒及び会員の福利厚生に関すること。
- （4）保健衛生、並びに体位向上に関すること。
- （5）校外における生徒指導に関すること。
- （6）関係機関・団体と連絡・提携を密に行い、本会の発展及び会員の研修に関すること。
- （7）その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 役 員

（役 員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- （1）顧問（校長）
- （2）会長 1名
- （3）副会長 5名（T 2名・P 3名）
- （4）幹事 3名
- （5）各専門部長 1名、副部長 2名（T 1名・P 1名）
- （6）評議委員（各クラスから若干名）
- （7）各学年委員長 1名、副委員長 2名（T 学年主任 1名・P 1名）
- （8）各学級委員長 1名、副委員長 2名（T 学級担任 1名・P 1名）
- （9）監査委員 3名（T 1名・P 2名）
- （10）PTA事務局（教務部渉外係・PTA事務職員）
- （11）相談役をおくことができる。

（役員を選出）

第6条 役員を選出は、次の方法によって行う。

- （1）本校校長は、本会の顧問とする。
- （2）会長・副会長及び監査委員は、評議委員会で選出し、総会の承認を得る。

但し、副会長5名のうち2名は本校教頭を当てる。

(3) 幹事は、教職員の中から学校が推薦し、会長が委嘱する。

(4) 専門部長及び副部長は、各部で選出し会長が委嘱する。

(5) 学年の正・副委員長は各学年委員会で、学級の正・副委員長は各学級で、それぞれ選出し会長が委嘱する。

(役員の仕事)。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 顧問は、会長の相談及び各委員会に出席することができる。

(2) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(4) 幹事は、会長の命により会務を掌理する。

(5) 部長はそれぞれの部の会務を掌理する。

(6) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

(7) 評議委員は会長の諮問に応じ、本会の事業を審議する。

(8) 監査委員は、本会の会計を監査する。

(9) P T A事務職員は、経理、庶務を掌握する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 機関

(総会)

第9条 本会の議決機関は総会とし、緊急の際は評議委員会をもって総会にかえることができる。但し、評議委員会で議決した事項については定期総会において報告する。

2 総会は毎年1回とし1学期中に開く。但し、臨時に開催することができる。

(総会の議決事項)

第10条 総会の議決事項は次のとおりとする。

(1) 会則の制定及び改廃

(2) 会長・副会長及び監査委員の承認

(3) 予算案及び決算の承認

(4) 活動計画の承認。

(5) その他、必要と認める事項。

第11条 本会の会議は会長が招集し、議長団を選出して議長が議事を進行する。

2 議事は出席者の過半数の同意により議決され、可否の同数の場合は議長が決める。

(評議委員会)

第12条 評議委員会は、顧問、正副会長、幹事、各専門部正副部長、各専門部員、各学年正副委員長、各学級正副委員長、P T A事務局(教務部渉外係・P T A事務職員)で構成し、総会に次ぐ議決機関であって必要に応じ会長がこれを招集する。

2 評議委員会は、次の事項を審議する。

(1) 会則及び規定の制定、改廃案の審議決定に関する事項

(2) 予算案及び決算の審議決定に関する事項

(3) 総会への会務報告及び提出事項の作成に関する事項

(4) 会長、副会長、監査委員候補者の推薦

(5) 補正予算の承認

(6) 表彰者の審議、決定

(7) 総会に付議する事項

(8) その他、他の機関に属さない重要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、顧問・正副会長・代表幹事・総務部長及びP T A事務局(教務部渉外係・P T A事務職員)で構成し、本会の企画運営にあたる。

2 役員会は、会長が招集する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、顧問、正副会長、幹事、各専門部長、各学年委員長、P T A事務局(教務部渉外係・P T A事務職員)で構成し、各部各学年事業の執行及び調整する組織とし、会長が必要に応じて招集する。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則及び規定の制定、改廃案の作成
- (2) 予算案の作成、補正予算の審議
- (3) 評議委員会への議案作成
- (4) 表彰者の選考
- (5) 活動、会計報告
- (6) 部会、学年委員会から提出された事項を審議決定し、評議委員会に報告する。
- (7) P T A事務職員の承認
- (8) その他、緊急を要する事項の審議決定を評議委員会に報告する。

(部会)

第15条 本会に次の部をおく

- (1) 総務部
- (2) 進路対策部
- (3) 文化広報部
- (4) 健全育成部
- (5) 環境美化部

(専門部会)

第16条 各学級で選出された正副委員長及び教師はいずれかの部の構成委員にならなければならない。

2 専門部会はその目的を達成するために、次のとおり活動する。

- (1) 総務部
 - ① 年度活動計画と予算案の作成に関する事項
 - ② P T A運営の全般的な企画及び庶務に関する事項
 - ③ 各部、各学年のP T A間の連絡調整に関する事項
 - ④ P T A会員の研修、親睦、教養の高揚に関する事項
 - ⑤ その他、他の部に属さない事項
- (2) 進路対策部
 - ① 生徒への学習、進路に関する事項
 - ② 保護者への進路情報の提供
- (3) 文化広報部
 - ① 文化活動に関する事項
 - ② 広報に関する事項
- (4) 健全育成部
 - ① 生徒の保健衛生及び体位の向上に関する事項
 - ② 教育環境の整備、浄化及び生徒指導に関する事項
 - ③ 地域社会の交通安全及び教育隣組に関する事項
- (5) 環境美化部

- ① 校内の環境美化に関する事項。
- ② 校内の緑化の推進に関する事項。

3 各部会は、必要に応じて部長がこれを招集し議事の運営に当たる。この場合に各部会は他の役職員の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(学年PTA)

第17条 学年PTAは、各学年における各学級の正副委員長及び担任教師をもって構成し、次の活動を行う。

- (1) 学年経営の方針を理解し、援助協力をする事。
- (2) 学級PTAからの意見や要望等について協議し、上部機関に報告また議決を経て実施する。
- (3) 保護者と教師間の懇談及び親睦に関する事。
- (4) その他、その学年特有な事項に関する事。

2 学年PTAは、各学年委員長及び学年が協議の上、必要と認めた場合に各学年委員長がこれを招集し、議事の運営に当たる。

(学級PTA)

第18条 学級PTAは、その学級の生徒、保護者及び担任教師をもって構成し、その活動は前条の規程を準用する。

2 学級PTAは、必要に応じ正副学級委員長及び担任教師が協議のうえこれを招集する。

(議決)

第19条 本会則に定める会議の議決は、出席者の過半数で議決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 会 計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって当てる。

2 本会の会費は、各世帯年額 9,000 円、学校職員年額 9,000 円とし、納入期間は4月と6月とする。

3 会費の金額は、評議委員会において審議決定し、総会の承認を受けなければならない。

4 本会の会計は年2回監査委員の監査を受け、評議委員会の審議を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(支出)

第21条 本会の予算に定めるものの他の支出は、会長及び顧問の承認を経て支出する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 規定の改廃

(改廃の方法)

第23条 本会の会則及び規定の改廃は、役職員がこれを発議し、運営委員会で案を作成し、評議委員会において審議決定のうえ、総会の承認を受けなければならない。

第7章 補 則

(委任)

第24条 本会はその運営及び目的達成のため、必要な細目(規定)を評議委員会において定めることができる。

2 前項の場合に、会員に対して金銭的な負担の規定が存ずるときは、総会の承認を受け

るものとする。

(帳簿)

第25条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 承認書類綴
- (6) 記録簿
- (7) その他必要な補助簿

(付則)

- (1) この会則は、昭和54年6月2日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- (2) この改正は、昭和56年5月30日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- (3) この改正は、昭和60年6月1日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
- (4) この改正は、昭和63年6月18日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- (5) この改正は、平成5年5月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- (6) この改正は、平成6年5月21日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- (7) この改正は、平成7年5月20日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- (8) この改正は、平成8年5月18日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- (9) この改正は、平成9年5月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- (10) この改正は、平成10年5月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- (11) この改正は、平成11年5月15日から施行し、平成11年4月11日から適用する。
- (12) この改正は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- (13) この改正は、平成23年5月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- (14) この改正は、平成24年5月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- (15) この改正は、平成26年5月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- (16) この改正は、平成29年5月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- (17) この改正は、令和元年5月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

特別会計の徴収及び使途に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、本校PTAの本旨に基づき本校教育の進展に寄与することを目的とし経済援助を行うものとする。

(徴収額)

第2条 生徒1人当たりの経費を次の通り徴収する。

(1) 進路指導費 年額 6,500円

※ 2019年度より図書購入費を廃止するため、進路指導に必要な図書については資料収集予算を拡充して対応する。

(2) 図書費 2019年度から廃止

(3) 生徒派遣費 年額 6,000円

(4) バス維持管理費 年額 4,200円

(5) 学校バス購入積立金 2019年度から廃止

※ 学校バス購入積立金を廃止し、これまでの積立金をバス維持管理費に統合する。段階的に全ての車両をリースに切り替える。

(進路指導費)

第3条 進路指導費は、次の通り支出する。

(1) 校内実力テスト、校内模擬テストの実施

(2) 早朝講座、夏期講座、課外講座の手当

(3) 進路指導の資料収集

※ 2019年度より「図書費」を廃止するため、進路に必要な図書については予算を拡充して対応する。

(4) PTA進路事務の給与

(5) その他、進路に関すること

(図書活動費)

第4条 図書費は廃止する。(2019年度～)

※ 以下の活動補助費については、PTA予算教育補助費より支出する。

(1) 読書月間、平和学習等の図書委員会活動

(2) 学校図書館用の消耗品購入

(3) 学校図書館用新聞、月刊誌等

(4) その他、図書館に関すること

(生徒派遣費)

第5条 生徒派遣費は、生徒派遣に関する規程 生徒派遣費支給準により支出する。

(バス維持管理費)

第6条 バス維持管理費は、次の通り支出する。

(1) リース代金、車検費用、修理費用、保険料、その他

(運営・執行)

第7条 この規定に基づく運営並びに執行は顧問(校長)に委任する。

(会計監査)

第8条 顧問(校長)は、特別会計の使途について、年2回会計監査委員の監査を受け、評議委員会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第9条 この規定に基づく会計年度は、PTA会則第22条を準用する。

(付 則)

- (1) 車検、修理、保険料、その他
- (2) この規定は平成 11 年 5 月 15 日から施行する。
- (3) 第 2 条 6 項を、名称改正し、平成 13 年 5 月 19 日より施行する。
- (4) 緑化整備費、施設充実費、体育館維持管理費を統合して施設充実維持管理費として名称改正し、平成 14 年 5 月 24 日より施行する。
- (5) 第 2 条 3 項の生徒派遣費を年額 9,600 円に改正し、平成 14 年 6 月 19 日より施行する。
- (6) 生徒派遣費に関する第 5 条 3 項の派遣総額の限度額 70%に改正し、平成 15 年 5 月 17 日より施行する。
- (7) 第 2 条の図書費、施設充実維持管理費を統合して生徒活動費として名称改正、第 5 条 3 項の宿泊を伴う派遣総額の限度額を 60%に改正し、平成 18 年 5 月 22 日より施行する。
- (8) 第 2 条のバス維持管理費を 2,000 円に改正し、平成 20 年 5 月 11 日より施行する。
- (9) 第 6 条 2 項の大型バス資格取得補助は削除する。
- (10) 第 2 条のバス維持管理費は、平成 21 年度入学生から 3,200 円に改正し、増額分の 1,200 円はバス購入とし、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- (11) 生徒活動費を図書費とし、年額を 1,400 円に改正する。生徒活動費の施設充実維持管理費は、一般会計環境美化費に統合する。平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- (12) 第 5 条に(4)(5)を追加する。この規定は平成 22 年 5 月 15 日から施行する。
- (13) 第 2 条 1 項の進路指導費を年額 11,400 円に改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- (14) 第 2 条 2 項の図書費を年額 1,200 円に改正し、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- (15) 第 2 条 4 項のバス維持管理費を 2,000 円、第 2 条 5 項学校バス購入積立金を 1,200 円とし、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- (16) 第 5 条の生徒派遣費の(1)から(5)項を削除し、「生徒派遣に関する規程 生徒派遣費支給準により支出する。」を追加する。
- (17) 第 3 条 2 項「受講料」を「手当」、第 8 条「1」を「2」に改正し、平成 26 年 4 月 10 日より施行する。
- (18) 第 2 条 3 項の生徒派遣費を年額 8,000 円に改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- (19) 第 2 条 3 項の生徒派遣費を年額 6,000 円に改正し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- (20) 第 2 条 4 項のバス維持管理費を年額 3,000 円に改正し、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- (21) 第 2 条 1 項の進路指導費を年額 5,500 円に改正し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- (22) 第 2 条 1 項の進路指導費を年額 6,500 円に改正し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- (23) 第 2 条 2 項の図書購入費を平成 31 年 4 月 1 日より廃止する。
- (24) 第 2 条 5 項の学校バス購入積立金を廃止し、これまでの積立金をバス維持管理費に統合する。バス維持管理費は年額 4,200 円とし、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

- (4) この改正は 平成 27 年 5 月 9 日に施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- (5) この改正は 平成 28 年 5 月 14 日に施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- (6) この改正は、令和元年 5 月 11 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

生徒派遣に関する規程 生徒派遣費支給準

(目的)

第 1 条 この規程は、高校教育の一環として県外及び県内で行われる競技大会への派遣に関して必要な事項を定め、その適切な運用を図るために定めるものとする。

(資金)

第 2 条 派遣に必要な資金は、本校 P T A 会員が拠出する生徒派遣費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(県外派遣)

第 3 条

(1) 派遣の範囲及び人員

- ① 派遣は、高体連、高野連、高文連、その他本校が加盟する諸連盟等から推薦があり、教育上必要であると認められる場合に行う。
- ② 派遣人数は、体育会系大会の場合登録人員以内、文科系大会の場合、出場最小限の人員とし、予算の範囲内で学校が決定する。
- ③ その他校長が、必要であると認める場合に行う。

(2) 派遣費

- ① 旅費、宿泊費に要する経費の 70%を支給する。但し、生活保護世帯は全額支給する。
- ② 昼食代、派遣期間中 1 人 1 日の支給額は大会要項に準ずるものとする。
(但し、上限額は 1,000 円とする。)
- ③ 参加料、分担金等実費を支給。
- ④ 装備費補助を支給。(1 人 2,000 円以内)

(3) 派遣期間

- ① 大会等の日程に入る前に大会地入りができるよう出発し、終了した当日または翌日帰路につくことを原則とする。

(4) 引率及び報告の義務

- ① 引率は本校職員であること。
- ② 引率は、競技選手(登録メンバー)15 人に付き 1 人とする。
- ③ 帰校後は早い時期に実績及び派遣費等について職員に報告し、派遣費の残金は返還するものとする。

(5) 県外派遣についての申し合わせ事項

高体連、高文連より補助のある県外派遣については、80%を支給する。

(県内派遣)

第 4 条

(1) 派遣の範囲及び人員は、県外派遣の条項に準ずる。

(2) 派遣費

- ① 派遣費登録料、参加費実費を支給する。
- ② 交通費は、年 5 大会分支給する。但し、学校車を使用した場合は支給しない。
(高速道路を利用した場合は、その実費を支給する。)
- ③ 交通費の支給額は、本校を起点として 1 人あたり以下の額を支給する。

ア 浦添市及び隣接する市町村	500 円
イ 名護市以北	2,000 円
ウ 恩納村、宜野座村、金武町	1,500 円
エ 上記以外の市町村	1,000 円

- ④ 学校車等が使用できず、やむを得ない場合は、学校長及びP T A会長の承認を得て1台に限りレンタカーの使用を認める。その際の支給額は、レンタカーに係る実費(免責補償制度加入料及び休車補償料を含む)とする。
- ⑤ 校内選抜により出場する大会等に限り、昼食代を派遣期間中1人1日500円支給する。但し、既存の部活動等は除く。
- ⑥ 宿泊を要する場合、交通費、宿泊費、航空旅費の70%を支給する。但し、生活保護世帯の者は、全額支給する。また、昼食代を派遣期間中1人1日500円支給する。

(3) 引率は、県外派遣の条項に準ずる。

(派遣費用等の精算)

第5条

- (1) 県内・県外にかかわらず宿泊を伴う派遣については概算払いをするが、終了後は速やかに領書等を添付の上で精算を行うものとする。
- (2) 帰校後は早い時期に実績及び派遣費等について全職員に報告し、派遣費の残金は返還するものとする。

(派遣基金)

第6条

- (1) 県外派遣費が、長期にわたる場合に備えて、当面300万の基金を創設する。
- (2) 派遣基金は、毎年度の生徒派遣費で対応できない場合のみに活用するものとする。

(特別派遣費)

第7条

部活動や学習活動においてP T A運営委員会への生徒からの提案が認められた場合は、下記の条件で旅費及び宿泊費を補助する。予算は前年度の県外派遣予算の残額を上限とする。但し、県外派遣費が不足した場合は、特別派遣費から支出する。

- (1) 旅費、宿泊費に要する経費の60%を支給する。但し、生活保護世帯は全額支給する。
- (2) 支給額は上限を生徒一人あたり60,000円とする。但しチームとしての派遣の場合は60万円を上限とする。
- (3) 生徒が提案を行う時期は、原則として4月～5月に1回、6月～7月上旬に1回の2回とする。
- (4) 引率旅費が県費で対応できない場合は、引率者の旅費及び宿泊費を補助する。

(付 則)

- (1) この規程は、平成22年4月1日より適用する。
- (2) この改正は、平成23年5月14日に施行し、平成23年4月1日より適用する。
- (3) この改正は、平成24年5月12日に施行し、平成24年4月1日より適用する。
- (4) この改正は、平成26年5月10日に施行し、平成26年4月1日より適用する。
- (5) この改正は平成27年5月9日に施行し、平成27年4月1日より適用する。
- (6) この改正は平成29年5月13日に施行し、平成29年4月1日より適用する。
- (7) この改正は、令和元年5月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。